別紙

体験王国いばらきツアー応援事業　新旧対照表

新	旧	説明
（趣旨） 第１条　いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の喚起を図るため、ウィズコロナ時代を意識した３密を避けた屋外の観光施設や体験型アクティビティ等の立ち寄りを目的とする、旅行会社による県内旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。 （略） （助成要件） 第３条　この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。 （略） 附　則 この要綱は令和３年６月 11 日から施行する。 この要綱は令和３年９月７日から施行する。	（趣旨） 第１条　漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の喚起を図るため、ウィズコロナ時代を意識した３密を避けた屋外の観光施設や体験型アクティビティ等の立ち寄りを目的とする、旅行会社による県内旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。 （略） （助成要件） 第３条　この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。 （略） 附　則 この要綱は令和３年６月 11 日から施行する。	・協議会の名称変更に伴う変更。 ・協議会の名称変更に伴う変更。